

第1号議案

地質地盤情報協議会の設立目的

1. 設立目的

産業技術総合研究所（以後、産総研と略します）では、研究ユニットが研究会・協議会等（一般にコンソーシアムと呼ぶ）を運営して、研究成果の利用促進と産学官連携活動等に活用しています。この制度を地質分野でも適用すべく、地質調査情報センターでは、「地質地盤情報協議会」（英語名：Geoinformation Consortium Japan）の設立を提案します（以後、本会又はGCJと略します）。

産総研の第2期（2005-2009年度）研究戦略では、質の高い研究推進、エビデンスを伴う産業貢献、具体的な展望を持つ研究推進、行政貢献、イノベーション人材育成に集約される社会からの期待に応える活動展開を図ろうとしております。そのため、「有限な資源を以て成果を最大化する方策」を求め、国の代表的イノベーション・エンジンとして機能し、環境と産業の両立に取り組み、固有理念と価値創造する研究機関を目指して、新たにイノベーションハブ戦略を提唱している所です。

産総研の地質関連ユニットが結集する地質調査総合センターにおきましても、産業と社会の要請やニーズに応える双方向の交流を通じて、地質情報の利用拡大と新たな産業活性化への寄与を重点方策の一つとしています。例えば、災害予測図など地域防災に役立つことを目指す共同研究を通じて、国の機関や大学・研究所の他、地方公共団体との連携強化なども図っております。

本会は、地質分野での産学官連携活動を、インターネット時代に相応しく双方向性を強化して推進することを目標としています。地質地盤情報の整備・活用を通じて社会の安全と安心な生活に寄与し、関係企業、大学・研究機関、政府関係機関、自治体等の情報交換との広域連携により、地質地盤情報をさまざまに活用するインキュベーションを先導、情報交換や新規事業の可能性検討を目的として、設置するものです。

本会では、主として地質・地盤情報の重要性や施策に関して横断的・双方向的に議論できる場を提供し、連絡会や意見交換会、共同研究における委員会・講演会などに寄与します。例えば、自治体との連絡会や、関係省庁との共同・連携、地質調査業界との共同研究等を横断的に情報交換する場として活用し、各々独立した事業内容をより効果的に推進するバックボーンを形成する予定です。地質情報を活用する新たな事業を生み出す協議と連携の場としての活用などにも期待しているところです。

2. 設置期間

2005-2009年度を予定しますが、議決による延長も可能です。

3. 参加要請をお願いする組織

本会が想定する参加者は組織を前提とし、特別な場合を除いて、原則として個人単位の参加はございません。およそ、次のような組織に参加を呼びかけます。

- ・ 社団法人全国地質調査業協会連合会関連事業所
- ・ 地質・地盤情報の利用に関心のある企業（資源・エネルギー・都市計画・環境など）
- ・ 地質・地盤・資源・エネルギー・都市計画・環境・防災関連学科を有する大学・研究機関
- ・ 政府関係機関、地方公共団体 など

4. 運営ファンド

産業技術総合研究所の設置する他のコンソーシアム同様、本会の基本的な運営は寄付金によってまかなわれます。なお、この寄付金は損金勘定でき、免税の対象となります。

企業様の寄付金 ー □ 年間1万円を運営経費の一部として予定します。□数が総会議決権を有する会員数に相当します。なお、産総研も運営上の必要経費を支出する予定です。

5. 運営経費とコンソーシアムの事務局

- 1) 企業等の寄付金を主に、産総研経費を加えて運営経費とする予定です。
- 2) 運用は業務委託を併用して効率的に実行する予定です。

地質地盤情報協議会 - 概念的イメージ -

産総研のイノベーションハブ
機能の一つ

広域連携; 双方向性の重視と強化

インキュベーション

ゆるやかな連絡・情報交換・プロジェクト創造の広場
(個々のプロジェクトは独立, ヨコの連携の場として)

協議会

国際標準・その他

共同研究

省庁間連絡会

自治体連絡会

大学・独法協力協定

御寄付・
公的ニーズ

産業界

経済産業省・資源エネルギー

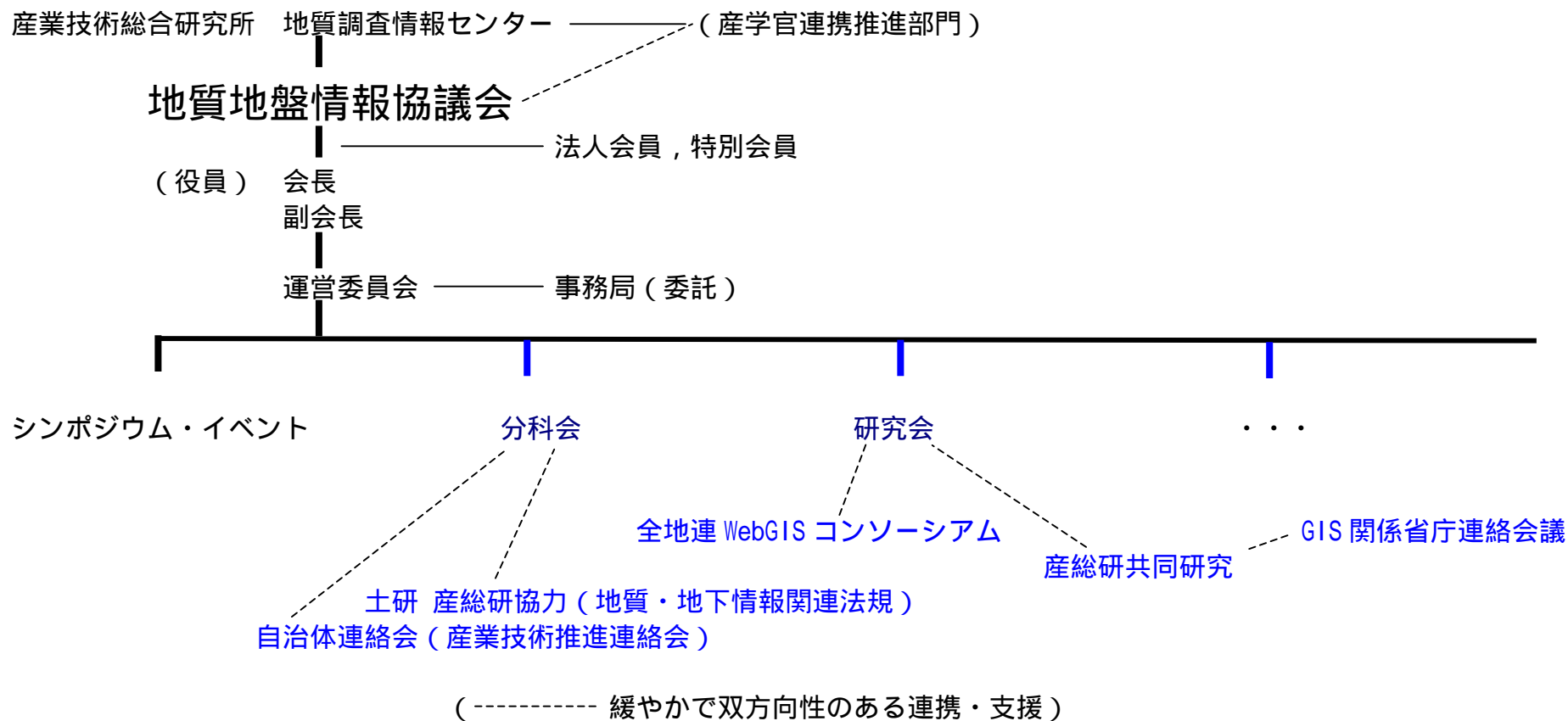
産総研・自治体地質・地盤情報

国土交通省, 農水省, 総務省, 環境省, 文科

WebGIS コンソーシア

社会貢献へ

(参考)地質・地盤情報協議会の組織



* 分科会・研究会は、活動実態が明らかになる時に設立する。

第2号議案

地質地盤情報協議会運営細則案

産業技術総合研究所コンソーシアム設置規則（13規則第13号）に基づいて設置する、地質地盤情報協議会の運営等に必要な事項について、次のように定める。

第1章 総則

（設置）

第1条 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）地質調査情報センターに、地質地盤情報協議会（英語名:Geoinformation Consortium Japan）（以下「本会」、略称GCJという。）を設置する。

（目的）

第2条 本会は、地質地盤情報に関連する研究開発の促進及び研究成果を広く普及すると共に、国際的技術・標準化動向の調査研究等の事業を行い、その成果を以って広く社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するために、地質・地盤情報に関連する次の事業（以下「本事業」という）を行う。

- 一 産総研等の地質地盤情報の普及と内容の豊富化
- 二 地質地盤情報に関する情報収集，調査並びに普及と提言
- 三 国内外機関，企業，大学，自治体との人的交流ネットワーク化
- 四 地質地盤情報標準化に関する検討と国際的標準化への貢献
- 五 その他目的達成に必要な事項

第2章 会員

（会員の種別）

第4条 会員は、法人会員と特別会員により構成する。

- 一 法人会員は、本会の趣旨に賛同して寄付金を納入し、本事業の推進を図る法人又は団体とする。
- 二 特別会員は、法人会員以外で、本事業の推進を図るため会長が特別な理由で参加を必要と認めた組織又は個人として、寄付金の納入を要しない。

（会員の入退、除名及び届出）

第5条 本会への会員の入退等は、次のとおりとする。

- 一 会員として入会を希望する者は所定の申込書を会長あて提出するものとし、運営委員会の承認により入会を決定するものとする。ただし、必要と認めるときは、法人会員の入会について、会長の承認をもって決定することができる。
- 二 会員で退会を希望する者は、その理由を付した退会届を会長あてに提出しなければならない。ただし、寄付金に未納の額がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 三 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議する機会を設定し、必要な場合は運営委員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
 - イ 法人会員が寄付金を滞納し、相当期間を定めた書面による催促の後も支払わないとき
 - ロ 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき
- 四 会員は、会員名、住所、代表者名、その他、本会が定める事項（以下「届出事項」という）を、本会に届け出なければならないが、当該届出事項に変更があった場合も同様とする。

（会員の権利、義務）

第6条 会員は以下の権利を有し、義務を負う。

一 会員の権利

- イ 会員は、本細則に定める事業に参加する権利を有する。
- ロ 法人会員は総会においては、寄付金の口数に応じた議決権を有し、総会出席にあたっては、口数に相当する議決権を同一法人会員に委任することができる。
- ハ 特別会員は総会に参加できるが、役員を除いて議決権を有することはできない。

二 会員の義務

- イ 法人会員のうち、企業・団体は年ごとの寄付金を納入する。
- ロ 会員は、本会の定める規約その他本会の運営に係わる諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本会の目的を達成するため本事業に協力する。

（会員への告知）

第7条 事業計画、予算案、事業報告及び決算報告等は総会において会員に告知する。

第3章 役員

(役員の構成)

第8条 本会は、役員として、会長1人、副会長複数名を置く。

- 一 会長は、産総研地質調査情報センターに所属する職員が務める。
- 二 副会長は、会員の中から複数名の選出をもって構成する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する。
- 二 副会長は本会の運営において会長を補佐する。

(役員の選出及び任期)

第10条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

- 一 副会長の選出は会長がこれを行い、総会の承認を得る。
- 二 役員は任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 三 役員が欠け、本会の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、当該役員候補を運営委員会において選出し、会長が承認するものとする。ただし、当該役員の後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。
- 四 会長が欠けた場合は、副会長が臨時総会を招集し、新たな会長を選出し、承認を行う。

第4章 組織

(組織)

第11条 本会に、運営委員会及び事務局を置く。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員から構成され、本会の円滑な運営に必要な事項を討議する。

- 2 運営委員会の委員長は会長が務める。
- 3 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 4 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

(運営委員)

第13条 運営委員会の運営委員は、法人会員を含む会員の中から会長が選出し総会の承認を得る。ただし、会長が、運営委員会の円滑な運営に支障があると特に認めるときには、運営委員を罷免できる。

(事務局)

第14条 本会を運営するために事務局は以下の業務を行い、その一部は委託によって執行できる。

- 一 会員及び入会希望者の照会業務
- 二 本会の関連機関との連絡調整業務
- 三 本会の出納管理業務
- 四 本会の広報等業務
- 五 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務
- 六 その他、必要と認められる業務

(総会)

第15条 総会は毎年度の早期に会長が招集し開催するものとし、その議長を会長が務めるものとする。

- 2 総会は本会の運営に関する、次の事項を決議する。
 - 一 事業計画並びに運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告並びに運営費に係る収支決算
 - 三 その他、運営に関する重要事項
- 3 総会は、法人会員及び特別会員により構成(以下「総会構成員」という。)し、その構成される構成員を、それぞれ法人構成員、特別構成員という。
- 4 法人構成員は委任を行った法人会員を含むことができる。
- 5 総会は、法人会員の過半数以上の参加をもって成立し、総会の議決は法人構成員の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 本会の設立初年度の総会は、設立する月に開催する。

(臨時総会)

第16条 会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第17条 本会の活動のため、必要に応じて、分科会・研究会を置くことができる。

- 二 分科会・研究会の設置要領と細則等は、運営委員会が定める。
- 三 分科会・研究会の設置と改廃は運営委員会で議決する。

第5章 会計

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、設立初年度は、開始年月日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(運営費)

第 19 条 本会の運営費は、法人会員による寄付金その他をもって充て、必要な事務を委託できる。

一 当該会計年度の寄付金は一口あたり 1 万円とする。

二 前号の会費を納めた場合、一口につき 1 法人会員を登録できる。

三 法人会員のうち、自治体等公益団体、及び、大学・研究機関は寄付金を省略できる。

(予算及び決算)

第 20 条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を、会長が運営委員会に報告するものとする。

第 6 章 秘密情報及び知的財産権の取扱い

(情報の取扱い)

第 21 条 本事業に関連して、会員間において開示されるすべての情報は、当事者間で特定され、書面により、その取扱いについて別の合意がされたものを除き、秘密として取扱う義務を負わないものとし、会員は、受領した情報を自己の事業活動に使用し、又は他者に開示することができる。

第 22 条 本事業では独立した事業への参画、共催、支援による内容の豊富化と相互の情報交換が重要であり、その単独事業における情報の共有にあたっては、善意と信頼性を旨とし、原則として相互開示には当事者の了解が得られることを前提とする。

(知的財産権の留保)

第 23 条 会員は、前条の規定により開示する情報について、自己の有する知的財産権（工業所有権及び著作権）を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産権に基づく実施権又は利用権の許諾をするものと解釈してはならない。

第 7 章 補則

(解散)

第 24 条 本会の解散は、本会の運営が困難となった場合、運営委員会の議決に基づき、総会の議決を得て会長がこれを行うものとする。

(細則の変更等)

第 25 条 本細則の改廃については、総会の議を経て定める。

(設置期間)

第 26 条 本会の設置期間は原則として 1 年間とする。ただし、総会において事業継続の意思が表明された場合、自動的に 1 年間延長される。

(協議)

第 27 条 本細則に定めのない事項については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この細則は、平成 18 年 月 日から施行する。

設立当初役員・運営委員会構成

(第 3 号議案で定めます)

第3号議案

役員・運営委員候補者案

役員

会長 佃栄吉 産業技術総合研究所 地質調査情報センター長
副会長 岩松暉 特定非営利活動法人 地質情報整備・活用機構 専務理事
副会長 桑原啓三 財団法人 国土技術研究センター 顧問
副会長 中山俊雄 東京都土木技術研究所 地象部 地盤環境グループ

運営委員

池田俊雄 社団法人 全国地質調査業協会連合会 事務局長
村上裕 産業技術総合研究所 地質調査情報センター副センター長
下川浩一 産業技術総合研究所 地質調査情報センター総括主幹（*）
佐藤努 産業技術総合研究所 地質調査情報センター地質調査企画室リサーチャー（*）
庭屋晴夫 産業技術総合研究所 産学官連携推進部門企業大学連携室シニアリサーチャー（*）
古宇田亮一 産業技術総合研究所 産学官連携推進部門産学官連携コーディネータ（*）

（*）幹事

今後拡充したいので、御推薦を御願い致します。

第4号議案

平成17年度事業計画

1. 総合計画

地質地盤情報の整備・活用を通じて社会の安全・安心な生活に寄与し、関係企業・大学・研究機関、政府関係機関、自治体等の広域的情報交換と産学官連携により、地質地盤情報をさまざまに活用するインキュベーションを先導し、情報交換や地質に関する新規事業の可能性検討のため、以下の活動を年度ごとに実施します。

- ・産総研の第2期中期計画に合わせて、当面5年程度の活動期間を設定します。
- ・地質地盤情報の重要性や施策に関して横断的に議論できる場を創設します。例として、既存の連絡会や意見交換会、共同研究における委員会・講演会、セミナー・技術研修会などに参画、共催、ないし支援し、その強化と充実に寄与します。
- ・各種イベント・フェアへの参加、展示会などの運営などにも積極的に関与し、その内容の充実や参加者の多様性の拡大を企画します。
- ・上記の参画、共催、支援を通じて、地質地盤情報の整備・活用に関する検討を行い、結果を公表して意見交換し、政策提言やプロジェクト提案等に結実します。
- ・共同して地質情報の活用に関連する新しいビジネスの可能性等も検討します。
- ・地質地盤情報の標準化や整備に関する国際動向の把握と情報交換にも寄与します。
- ・その他、地質・地盤情報の整備と活用に関する広域連携活動を広く高めます。
- ・毎年、一回以上総会を開催します。

2. 平成17年度活動計画

- 1) 運営委員会の企画を中心に、賛同者を募ることを主に活動します。
- 2) 平成18年度以降のシンポジウム企画、イベント、会合への参加・支援を企画します。
- 3) 協議会の獲得目標を絞り、有意義な成果が得られるような企画を発案して、ネットワークなどによる会員との双方向の交流を実施します。
- 4) アンケート方式等により、会員から産総研へのご意見を集約して、今後発生すべき会員のメリットを明確化します。

第5号議案 平成17年度予算案

1. 収入の部	(単位・円)
寄付金 (1口1万円) × 25口	250,000
事務局委託費	0
収入の部 合計	250,000

2. 支出の部	
通信費 (案内通知等)	20,000
総会開催費	10,000
運営委員交通費(運営委員会2回)	20,000
次年度繰越金	200,000
支出の部 合計	250,000

3. 資産の部
設立当初の資産はありません。

第 6 号議案 平成 1 8 年度への継続

平成 1 8 年度が実質的な活動に入る年と位置づけて、設立年度に検討した活動を展開します。